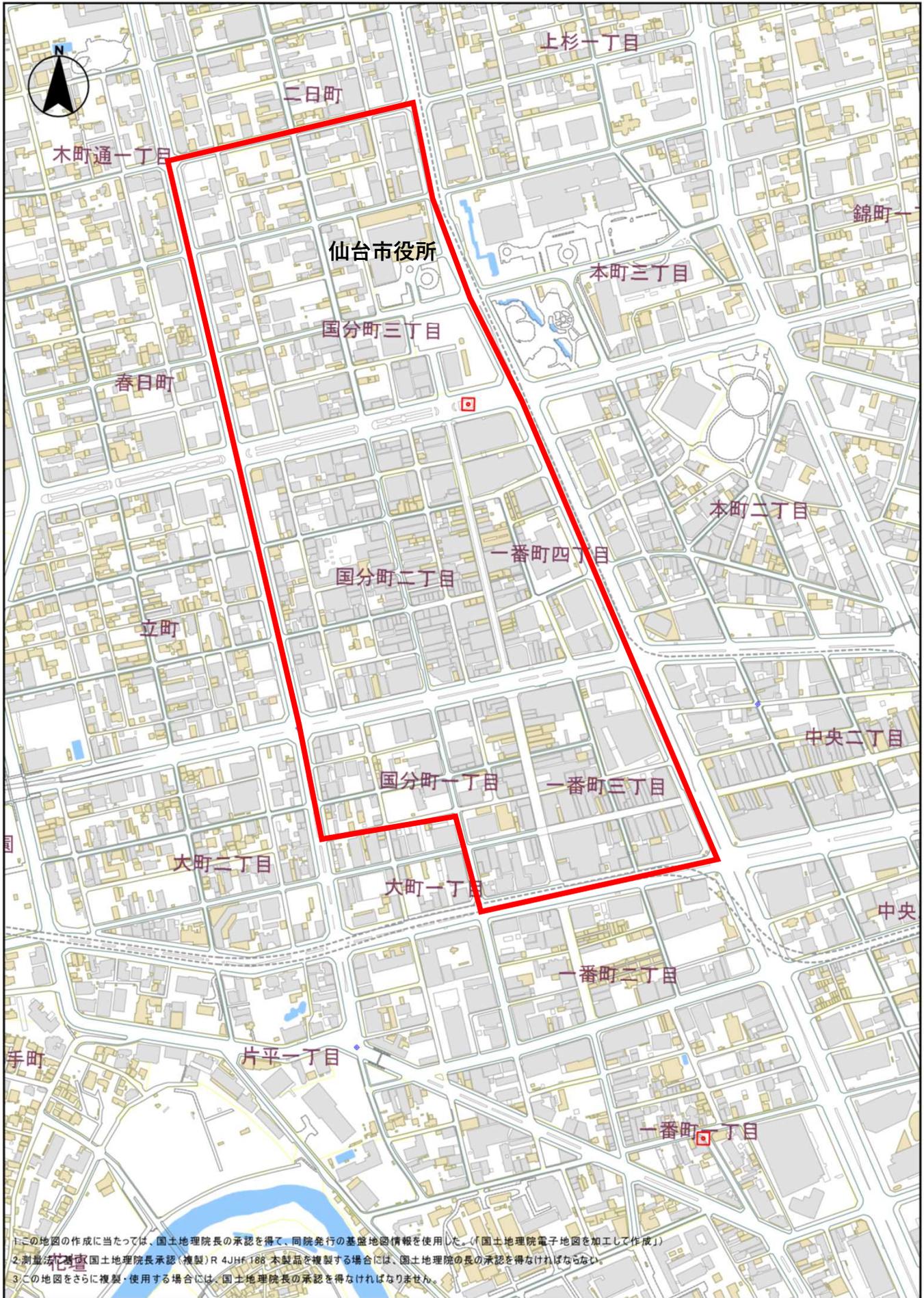
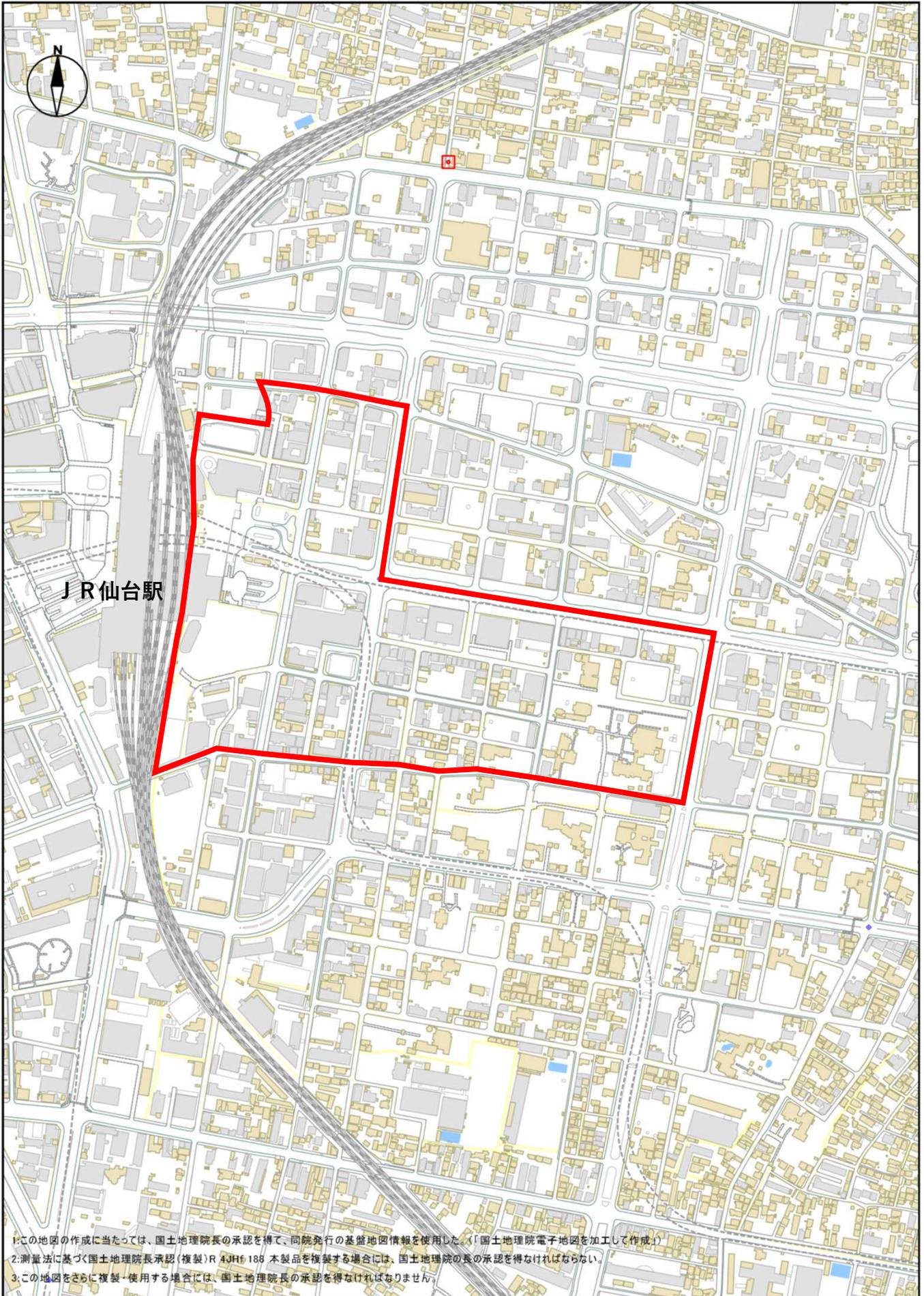


仙台市青葉区

(一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで)



仙台市宮城野区 (榴岡一丁目、二丁目及び四丁目)

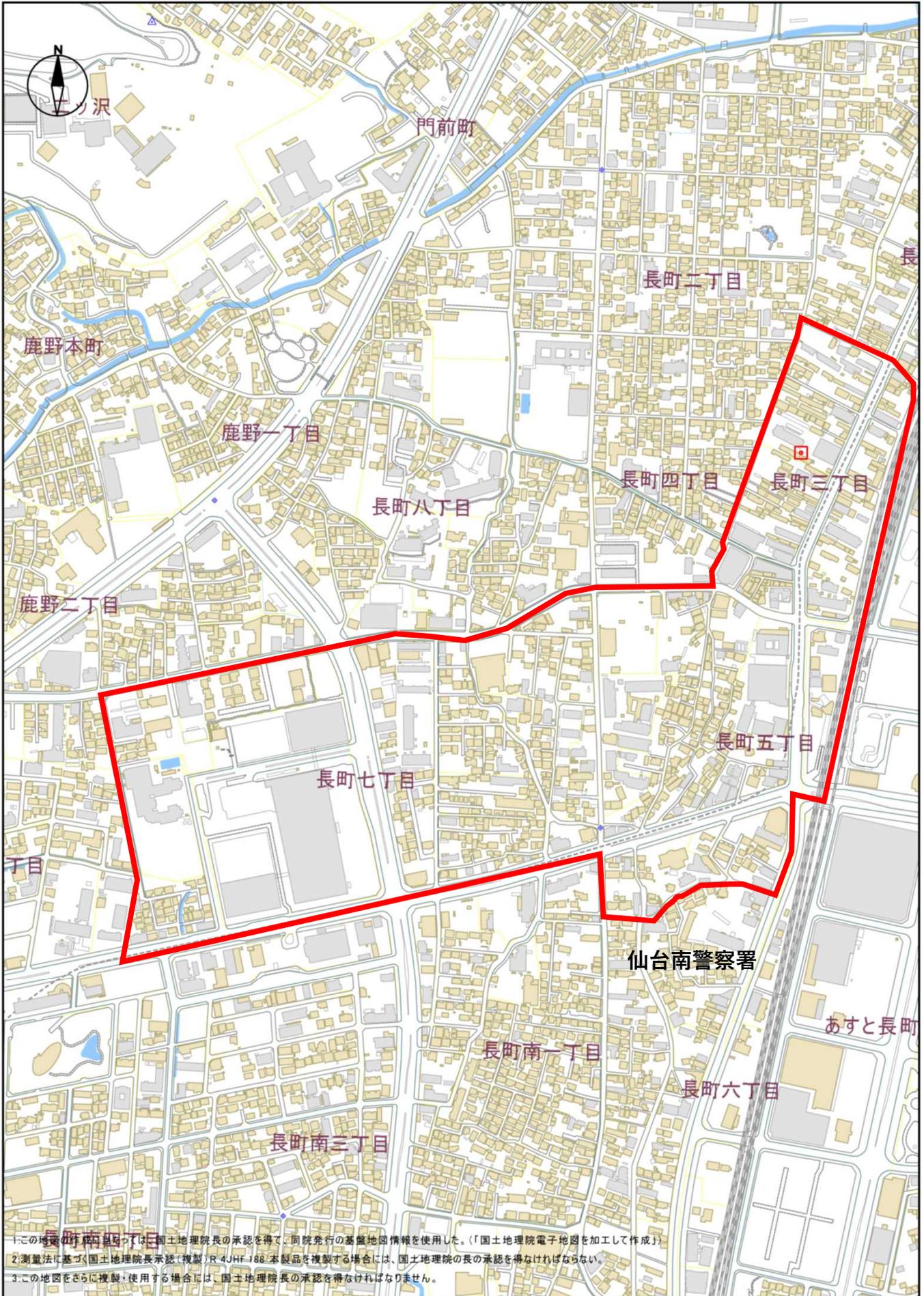


1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2:測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 188 本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

3:この地図をさらに複製・使用する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。

仙台市太白区 (長町三丁目、五丁目及び七丁目)

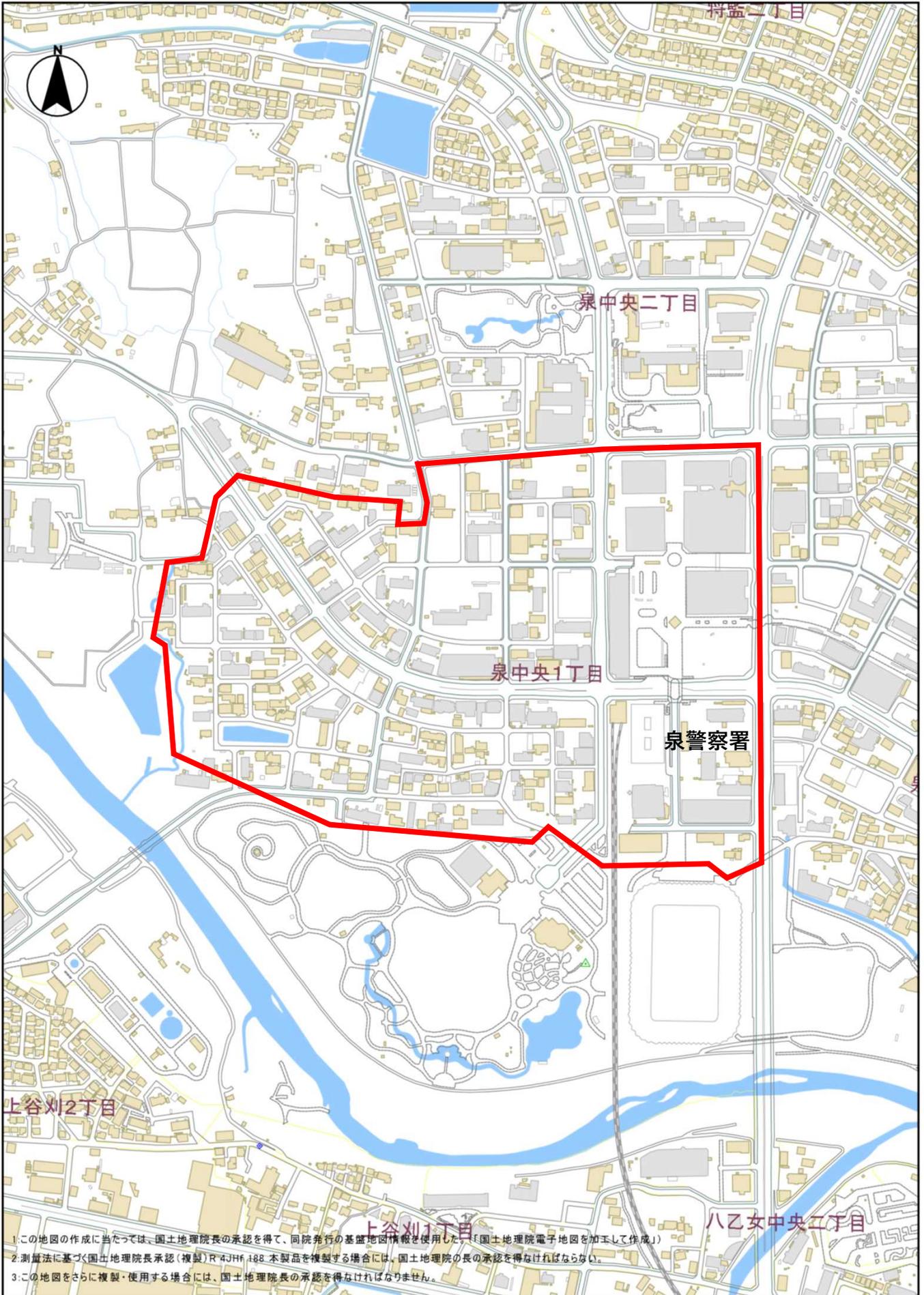


1.この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2.測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R-4JHF-188 本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

3.この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。

仙台市泉区 (泉中央1丁目)



1.この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加玉して作成」)

2.測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JH6.188。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

3.この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。